

平成28年度第1回 岐阜県森林審議会議事録

開催日 平成28年12月19日(月)
場 所 岐阜県議会東棟2階第2面会室

岐 阜 県

午後1時30分開会

(事務局) ※久松技術総括監

それでは時間となりましたので、ただ今から平成28年度第1回岐阜県森林審議会を開催いたします。それでは、初めに瀬上林政部長から挨拶を申し上げます。

～林政部長あいさつ～

(事務局) ※久松技術総括監

本審議会については本年3月末に委員の任期が満了し、改選をさせていただきました。本日は、改選後最初の審議会であり、ここで委員の皆さまをお一人ずつ紹介させていただくのが本意ではございますが、時間の都合もございますので、お手元に配布させていただきました委員名簿に代えさせていただきます。

なお、本日は、委員12名中、11名のご出席をいただいておりますので、有効に成立していることを報告します。次に審議会の進め方ですが、審議の公平性透明性の確保から公開により行うこととしております。また、審議の内容、出席者名簿等につきましても、情報公開制度又は公文書自由閲覧制度により公開されますのでご理解をお願いいたします。さらに、本日は報道関係の取材があるかもしれませんので、撮影につきまして予めご了承いただきたいと存じますので、よろしくをお願いいたします。

次に本日の資料について確認させていただきます。

～資料確認～

それでは、議事に入らせていただきます。最初に会長の選出をお願いしたいと思います。会長の選出方法ですが、森林法第71条第1項の規定により、委員の互選によることとされておりますので、会長の選出まではこちらで進めさせていただきます。

議事(1) 会長の選出につきまして、いかがいたしましょうか。

(中島委員)

事務局に一任ということ。

(事務局) ※久松技術総括監

事務局に一任ということですが、よろしいでしょうか。

～異議なし～

(事務局) ※平井林政課長

それでは事務局の方から提案させていただきます。前期に引き続き、藤原委員にお願いしたいと思います。

(事務局) ※久松技術総括監

ただいま、藤原委員ということで事務局から提案させていただきましたが、いかがでしょうか。

～異議なし～

ご異議がないようですので、藤原委員に会長をお願いしたいと思います。

岐阜県森林審議会運営内規第3条により、議長につきましては会長が務めることとなっておりますので、以降の進行を藤原会長にお願いします。

藤原委員には議長席へ移動していただき、会長就任のご挨拶を頂戴した後に、議事の進行をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

～藤原会長あいさつ～

(藤原会長)

それでは、引き続き議事を進行いたしますので、皆様のご協力をお願いいたします。

岐阜県森林審議会運営内規第8条により、本日の議事録の署名者に正村委員を指名させていただきますので、よろしくをお願いいたします。それでは議事(1)のうち、会長代行の選出についてを議題とします。会長代行は岐阜県森林審議会運営内規第2条の規定により、委員の内から互選することとなっております。私から提案させていただいてよろしいでしょうか。

～異議なし～

(藤原会長)

それでは、前期に引き続き、中島委員に会長代行をお願いしたいと考えますが、よろしいでしょうか。

～異議なし～

それでは、会長代行は中島委員をお願いすることと決定いたします。中島委員、よろしく申し上げます。

次に、議事の(2)林地部会の部会長及び部会員の指名を行いたいと思います。事務局の方、名簿の配布をお願いします。

～名簿を配付～

本審議会には、岐阜県森林法施行細則第20条の規定により、林地部会が設けられています。また、部会員及び部会長については、森林法施行令第7条第2項及び第3項の規定

により、会長が指名することとなっております。部会員及び部会長、部会長代行につきましては、ただいまお配りしました名簿のとおり指名させていただきたいと思っております。部会長をお願いする向井委員はじめ皆様、よろしく申し上げます。

続きまして、議事の(3)審議事項に入ります。事務局の方、諮問文の配付をお願いします。

～諮問文を配付～

まず、審議事項の諮問文を事務局から朗読願います。

・諮問文朗読

林第470号 平成28年12月19日
岐阜県森林審議会長 様
岐阜県知事 古田 肇
平成28年度第1回岐阜県森林審議会にかかる諮問について
下記事項について、貴審議会の意見を求めます。
記
1 森林法第5条第1項に基づく飛騨川森林計画区の地域森林計画の樹立について
2 森林法第5条第5項に基づく木曽川森林計画区、揖斐川森林計画区、宮・庄川森林計画区及び長良川森林計画区の地域森林計画の変更について

(藤原会長)

それでは只今諮問を受けました議第1号「飛騨川森林計画区の地域森林計画の樹立について」、並びに「木曽川、揖斐川、宮・庄川、長良川各森林計画区の地域森林計画の変更について」の審議をいたします。事務局から説明願います。

(事務局) ※林政課 河本係長

～資料1～7に基づき飛騨川森林計画区の地域森林計画の樹立及び木曽川森林計画区等4計画区の地域森林計画の変更の概要を説明～

(森林法及び林野庁長官通知に基づき、計画の案の縦覧、関係市町村長・森林管理局長・経済産業局長への意見照会を行ったところ、いずれも意見なしであることを報告。)

(藤原会長)

ただいま説明のありました「飛騨川森林計画区の地域森林計画の樹立について」、並びに「木曾川、揖斐川、宮・庄川、長良川各森林計画区の地域森林計画の変更について」、ご質疑、ご意見をいただきたいと思えます。

(正村委員)

100年後の90万立方メートルという生産量についてお尋ねしたいのですが、伐採材積はどれくらいを考えていらっしゃる、そのときの、成長量はどのくらいのものか、そのときの人工林面積もあると思えますが、それについて、成長量を上回らない等々の整合性は取れているのでしょうか。

(事務局) ※瀬上林政部長

申し訳ありませんが、今のご質問は、調べて後程回答させていただきます。

(藤原会長)

分かりました。では、ほかにいかがでしょうか。

(中島委員)

従来木材生産林、環境保全林のゾーニングがあり、そこへ岐阜県独自のゾーニングが6ページにある。聞きたいのは、9ページのところで、従来ゾーニングで木材生産林と環境保全林があり、それが100年後に向けて、木材生産林20万3千ヘクタール、環境保全林45万7千ヘクタールと、大まかにこのように誘導していくことになっている。そこで、従来ゾーニングとこれから5年かけて新たに作っていく新たなゾーニングでは、大きく変わることはあるんですか。概ね50%の人工林は木材生産林、30%以上あればほかとの兼ね合わせでという話だと思いますが、大きなゾーニングの変化はあるのでしょうか。

(事務局) ※平井林政課長

国のゾーニングは、1つの森林について、一番重要な機能は木材生産なのか、水源涵養なのか、土砂流出なのか、2番目に重要、3番目に重要な機能というように、いくつもの機能を重複して掛けています。したがって、それぞれの機能の面積全てを合計すると岐阜県の何倍もの森林面積になるくらい、重複しています。

今度の新しく考えているゾーニングは、原則、木材生産林なのか、環境保全林なのかははっきりしていく。ある程度林業をやっつけようとする、ある程度まとまっていなくて難しいので、木材生産をする場所として団地をつくっていかうというのが基本的な考え方で、そのためには条件の良いところを木材生産林とし、その他は環境保全林とする。そして木材生産林に集中投資していきましようということになります。補助金の投入先が広く散らばると、投資効率が下がって、効率的な林業ができないということになりますので、木材生産林を将来的には20万ヘクタールに限定して、そこへ集中投資するの

が基本的な考え方です。ただ、これを県が押し付ける方法ではなく、市町村と協力しながら5年間かけて、地元の同意をとりながら進めていきたいというのが新しい考え方になります。

(中島委員)

「市町村と」というのは森林法にあるから仕方がないが、「森林所有者及び市町村と」と言うべきであって、本来の経営意欲のある管理意欲のある、森林所有者の方々と、というのが本来の姿ではないでしょうか。

それと、実際90万立方メートル出てくると思うが、将来的に、岐阜県の木材生産量のマックスは100万立方メートル程度という理解でいいですか。需要量は別として、資源量として考えると、岐阜県は大体100万立方メートルで推移していくということですか。

(事務局) ※平井林政課長

現在の成長量や資源量から考えれば100万立方メートルという数字が適切だと思いますが、この先、森林を切り替えることになった場合に、100年先の森林の状態をシミュレーションしきれないところがあります。その時に本当に100万立方メートルなのか、もっと増えているのかは分からないところです。

(中島委員)

しかし、10ページにあるように、法正林思想ですよ。

(事務局) ※平井林政課長

たしかに法正林ですが、それは木材生産林の20万ヘクタールの話で、環境保全林は法正林ではありませんので。

(中島委員)

木材利用論から言えば、20万ヘクタールというのが将来を見据えた木材生産の根拠という理解でいいのですね。

(事務局) ※平井林政課長

そのとおりです。

(中原委員)

20万ヘクタールに関して言うと、大造林政策の時に1本植えていくらかもらえる、つまり中山間部の雇用促進と所得倍増政策を行ったんだけど、それを放置したために現在のようになった。ここで、木材生産林へのシフトを明確にしたことはよろしいと思います。しかし、山林所有者は小規模面積の人が圧倒的に多く、9割くらいは5ヘクタール未満で、しかもサラリーマン所有者。でもグラフにすると0%になってしまう大規模所有者のほとんどは200年、300年の中でシフトしてローテーションしながらや

っているということを考えていただきたいと思います。というのは、3～4年前から長期委託契約という制度があって、山のことが分からないなら事業体と契約して任せなさいということで、どうなったか、どこで何をやって、どれくらいのボリュームの事業をやって、どれだけの補助金が出たかということが所有者の全く分からないところで進んでおり、それが所有意識を更に低下させているということ。それと、所有者にとって、経営計画や補助金などのシステムが複雑ななかで、引き継いできたものをどうするかと考えたとき、ごく一部の人かもしれませんが、やっている人たちに対して聞く耳を持っていたいただきたいし、そういうところに生の現実、問題点があることを忘れないようにしていただきたいと思います。

(事務局) ※平井林政課長

今後の計画策定にあたって留意いたします。

(藤原会長)

さて、先程の保留となっておりました質問について、事務局から回答できるとのことですので、事務局どうぞ。

(事務局) ※林政課 河本係長

先程の正村委員からのご質問に関して回答させていただきます。

岐阜県森林づくり基本計画で100年後に90万立方メートルという数字は出しています。今回の地域森林計画策定に当たって、平成48年度までのシミュレーションをしております。まずその数値をお示しします。まず、平成48年度の木材生産量は64万立方メートルを見込んでいます。これに対して全体の伐採材積は111万2千立方メートルということで、約6割弱となっております。100年後はこの数値を基に推定すると、90万立方メートルに対して、大体120から130万立方メートルくらいの伐採量が必要となってくるだろうと考えています。では、その時の成長量はと言いますと、平成48年度で約130万立方メートルと見込んでいますので、あまり余裕はないかもしれませんが、その頃には新しい林が成立し、成長量も増えてきていると考えております。

(正村委員)

100年後というと、ここにいる皆さん誰もいないと思いますが、どれくらいの木材の用途を、用材、合板用材、パルプ材、燃料用材をどれくらい想定しながら100年後に映して見せたのかということで、実はお聞きした訳なんです。次の第3期の森林づくり基本計画にも重なる部分なので、そちらでの議論でも結構ですが。

(事務局) ※瀬上林政部長

正村委員が言われたのは、90万立方メートル以上を伐ったとき、それを売れるのか、需要があるのかという話だと思いますが、90万立方メートル以上伐ると成長量を超えてしまうので、それが当県における伐採量の限界だと考えております。

(正村委員)

100年後でも90万立方メートル以上は伐ってはいけないという理解ですね。

(事務局) ※平井林政課長

90万立方メートル以上は生産しないという方向性を示したものです。

(向井委員)

15ページの条件3のところをやっと林道の開設が出てきます。将来20万ヘクタールへもっていくときに、林道や作業道がどれだけ整備されているかということが、20万ヘクタールがいきってくるかどうかに関わってくると思うんですけども、林道の開設と連動しているのでしょうか。

(事務局) ※平井林政課長

20万ヘクタールが木材生産林と決めたら、そこへ集中投資をするという考え方です。20万ヘクタールについては、どんどん便利になりコスト削減が図られるが、それ以外の所に道を作る投資は控えることになります。

(向井委員)

林道の開設と連動しているということですね。

(事務局) ※平井林政課長

そのとおりです。

(向井委員)

林班単位とのことですが、森林の単位が流域、支流域という考え方からすると、林班でやっていくと地形や所有など矛盾、問題が出てこないのでしょうか。

(事務局) ※平井林政課長

岐阜県の場合は、尾根と谷に囲まれたエリアを一つの林班としていますので、そのようなことはありませんが、所有形態は無視した形となります。

(正村委員)

22、23ページの方針の中で、23ページの「初期成長の早い苗木の活用」というのは、初期成長であって早生樹ではないのですか。

(事務局) ※平井林政課長

いわゆるエリートツリーと呼ばれるものです。

(正村委員)

コウヨウザンという木は針葉樹ですが、スギ、ヒノキの半分の年月で胸高直径30センチくらいになるという話です。スギ、ヒノキで50～60年サイクルでは、普通の方は所有しているだけになります。22ページには「萌芽更新が困難である」とありますが、コウヨウザンは萌芽更新できるし、色々な可能性も出てくるので、こういったものも検討されてはどうでしょうか。

(事務局) ※瀬上林政部長

コウヨウザンについては把握しておりますが、問題はコウヨウザンが建築用材などで使えるのかという話になりますので、成長が早いのはバイオマスとして使用可能だということになれば、バイオマスについてはそういうものを入れていくというのが一つあります。また、ここで初期成長が早いと言っているのは建築用材を想定しています。初期成長が早ければ下刈りの手間がかからず全体のコストが下がりますので、このような書き方をしております。バイオマスへの利用は当然考えられることだと思っております。

(正村委員)

コウヨウザンは、バイオマスよりもむしろ用材ですね。強度がヒノキ並みに高く、含水率も低いため乾燥の手間がかからないなど良いことづくめのことが書いてありますけれども、まあ一般材であれば十分対応できる樹種だと思います。寒冷地には向かないようなんですが、大きく変わり得る可能性を秘めた樹種ではないかと思えます。

(事務局) ※瀬上林政部長

確実に売れる用途ということで、このように書きましたが、正村委員が言われたことについては、当然、考えていきます。

(中原委員)

100年後、70年後、50年後と続く訳ですが、何年になったら伐りなさいという標準伐期齢というのがあって、これは補助金を付けるためのルールと理解していますが、その伐期については、100年先の森林づくりではどのように考えているんですか。

(事務局) ※平井林政課長

標準伐期齢を下回って伐ると補助金上問題が出てきますが、それより上で伐採するのは問題ありませんので、当県も長伐期で80年生以上というのも考えております。ただ現実には、何年生というよりも用途に応じた太さが欲しいということですので、その時々に必要な需要に応じて伐採期は決まってくると理解しております。標準伐期齢を上げると補助金上伐れなくなりますので、標準伐期齢自体はそのままとしておいて、その時々の実際用途に合わせて考えることになります。

(中原委員)

最近の林業行政は環境へのシフトが強すぎて、第1次産業としての林業が衰退し、補助金のメニューも複雑で、実際は木材産業をどう支えていくかということを考えなければ

ばならないと思うんですね。標準伐期60年なら、それに備えて、35年が最後の補助金で、あとは60年になったら伐るということですが、その資本投下として時間を投資できる人でないと林業ができないんです。木材生産林の中でこの産業が成り立つためには、60年なら60年なり、90年なら90年なりの育て方がある。60年として育てたものが90年経ってしまったら使い物にならないんです。そこに無理がある。だから、超短伐期施業でやるもの、逆に50～60年で集成材や合板の原材料とするためのもの、従来の在来木造建築の通し柱になるような大径材に分けていく。うちは90年が標準伐期齢というのがありますが、超短伐期施業のシミュレーションをしてみたところ、30年でスギを6千本植えるとする、5分の1のコスト、3分の1の時間で済んで、3回回すことができました。工場と同じで回せば回すほど利益が出る。みんな一律何年で伐るということではなくて、エリアごとに条件を考えて、ここは30年、ここは50年という様にゾーニングをしないと、主伐、更新時期の問題が出てきます。

今から考えなければならないのは、エネルギー資源としての木材です。建築材、環境など全て網羅できるのは森林であることを考えると、100年の森構想にそういうものを入れていかないといけないと思います。ゾーニングをするのはいいですが、大分類、中分類、小分類というように、木材生産林をどういった目的で育てるのかということを考えないと、この計画が空しくなると思います。

(事務局) ※平井林政課長

今、スギですと35年から40年、これを短伐期で回すとなるとスギでは難しいので、コウヨウザンということになります。県内にコウヨウザンが出てきたら、コウヨウザンの伐期齢を作っていかなければならないと思っています。今は、ないのでその他針葉樹で55年となっていますけれども、その時代には柔軟に見直していく必要があると思います。

(中島委員)

100年後にどのような世界になるか、中原委員の言われたようにバイオマスの争奪戦になるのかわかりませんが、おそらく、そのようにシフトしていくのだと思いますが、今の段階で、成長量を上回らない90万立方メートルという数字が出たことは、1つの大きな方向性ではないかと思っています。

(事務局) ※瀬上林政部長

5年間やっていく中で、現場に還元すると色々と問題が出てくると思います。元々、これは大枠を示したものですので、これから5年間森林配置計画を策定していく中で、その時その時で計画に反映していきたいと考えております。

(中原委員)

専業林家は100年で考えたから生き残っているんです。30年で考えていたら、続かなかったんです。

(藤原会長)

それぞれご意見をいただきましたが、基本的には原案を修正するというご意見ではないようですので、原案どおり認めるということで、答申をさせていただくということで、よろしいですか。

～異議なし～

(藤原会長)

ありがとうございます。それでは議題1号につきましては原案のとおり決定するのが適当だということで答申することとして進めさせていただきます。

ここで、答申文(案)を作成しますので、しばらく休憩とさせていただきます。

～休憩後再開～

(藤原会長)

それでは、審議会を再開いたします。

事務局から答申文(案)の朗読をお願いします。

・答申文(案)朗読

(案)	岐阜審第1号 平成28年12月19日
岐阜県知事 古田 肇 様	
	岐阜県森林審議会 会長 藤原 勉
地域森林計画の樹立及び同計画の変更について(答申)	
平成28年12月19日付け林第470号をもって諮問のありました下記について、原案のとおり決定することを適当と認めます。	
記	
1 森林法第5条第1項に基づく飛騨川森林計画区の地域森林計画の樹立について	
2 森林法第5条第5項に基づく木曾川森林計画区、揖斐川森林計画区、宮・庄川森林計画区及び長良川森林計画区の地域森林計画の変更について	

(藤原会長)

ただいま事務局から読み上げていただきました内容でよろしいでしょうか。

～異議なし～

(藤原会長)

ありがとうございます。それでは、この内容で答申することを決定させていただきます。以上で、本日ご審議いただく事項は終了いたしました。引き続きまして、報告事項に入ります。

岐阜県森林審議会林地部会の審議状況等につきまして、報告をお願いします。林地部会長さんをお願いします。

(向井委員)

林地部会長の向井でございます。林地部会における審議状況等について、事務局に説明をお願いいたします。

(事務局) ※木澤治山課長

～資料8に基づき林地部会の審議状況等について説明～

(藤原会長)

ただいまの説明について、ご質問等がありましたら伺いたいと思います。

(藤原会長)

よろしいでしょうか。ご質問がないようですので、3その他に入らせていただきたいと思います。

第3期岐阜県森林づくり基本計画案について、事務局から説明をお願いします。

(事務局) ※林政課 垂見係長

～資料9・10に基づき第3期岐阜県森林づくり基本計画について説明～

(藤原会長)

ありがとうございました。ただいまの説明について、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

(中原委員)

県産材流通課長に伺いたいのですが、木材生産によって収益を上げるということですが、バイオマスのように燃やしてしまうものや紙になってしまうものが昨年度7～8万立方メートルと聞いていますが、では残りの原木、合板などは、実際どうだったのでしょうか。

(事務局) ※荻巣県産材流通課長

今年の4月に実施しました木材市場への聞き取り調査によりますと、平成27年度の県内への原木販売量が全体で27万8千立方メートル、内、製材工場へは13万7千立方メートルで、これは26年度の12万2千立方メートルと比較して、増えています。ラミナ・合板工場へは6万立方メートル、パルプ・チップ工場へ6万6千立方メートルというところです。県外にも9万7千立方メートル販売を行っており、これも製材工場に5万9千立方メートル、ラミナ・合板工場へ2万立方メートルとなっております。全体の県内需要では、バイオマス等を除いて37万4千立方メートルほどあります。

(中原委員)

そうすると、東海バイオマス(瑞穂市内の大規模木質バイオマス発電施設へ燃料を供給している株式会社バイオマスイナジー東海)は、安定供給のため高山からでも出してくると聞いていまして、それは矛盾を感じたりもするんですが、それだけ広域に浸透したと考えるのか、そこまで四苦八苦しないと集まらないのか分からないけれども、とにかくその結果、9万立方メートル集まって、止まることなく発電できました。ではそこで、県は平成28年度に50万立方メートルの木材生産を目標としているけれども、どれくらいの金額ベースで考えているのか、というのが1点。

それと50万立方メートルとのことですが、今、ヒノキの柱取りが1万6千円前後、スギの中目が1万1千5百円、合板に持って行くスギが9千円切っている訳です。では、仮に、40万立方メートルの25%増しの製造があったときに、今の値段を維持するか、上げるためには特需のようなものがなければ成り立たないんです。1万円のもの25%増産になったら、サンマや大根と同様に下がることは当然で、林業がだめになってしまうんです。東京オリンピックだって一過性のものだから、結局、補助金を出せば出すほど、木材の値段は下がるのは当然と考えますが、どうでしょうか。

(事務局) ※荻巣県産材流通課長

国は大手の住宅メーカーが外材から地域材へシフトするように施策を進めていまして、県では現在、外材を使っているパワービルダーと言われる事業者にも、県産材を使ってもらえるよう啓発を行っており、中京圏の大手事業者に対して、県産材を使っただけのよう調整を始めております。このような中でA材が出てれば、併せてB材、C・D材が出てきますので、カスケード利用を進めることにより、最終的に50~60万立方メートルの需要を作りだして、国産材製品の価格の値崩れを抑えていきたいと考えております。

(事務局) ※高井林政部次長

付け加えまして、国産材の自給率はチップも含めて3割程度です。この国産材のシェアを拡大していくという点もありますし、為替リスクや原油高からくる輸送コストから見ても、国産材の有利性を活かせるのではないかと思います。また、新たな需要の創出として、県内では圧密の木材、準不燃材の活用、国ではCLTと言っておりますが、こうした新たな取組みも進めるのが2つ目。また、県では韓国でヒノキ需要があって取り組んでいますが、海外戦略も進めて需要を作らないと、中原委員の言われるように、大

根がたくさん売れるような取組みをしていくことが必要だと考えております。

(中原委員)

平成24年に国内で88万3千戸の家が建ち、3分の1が在来工法、その3分の1の9万戸くらいは建坪が60～70坪という大きいものだそうです。これらの建築費は最低でも3千5百万円かかり、これに9万戸を掛けると、何兆円単位になるんです。その木材使用率が30%とすると、5480億というとんでもなく大きい木材マーケットになります。あるものはバイオマス用、あるものは合板用など、そういった所にジャストインタイムで安定的に供給できるようにしないといけないと考えています。

(小林委員)

先日バイオマスの話を聞いてきたのですが、九州でバイオマス発電所を造っている大きい会社が、70%が外材のチップに頼っているそうです。群馬県で地産地消でやっているバイオマス発電所では、何が問題かという、近くで作っているチップを採り切ってしまう、5日分入る倉庫に遠くから運んできていることが一つ。数多くのチップの会社が入れ代わり立ち代わり運んできて5日分を確保しているそうですが、季節によって含水率が違うのでチップの燃え方が変わり、発電量が一定ではないこと。では、5日分以上のものを沢山作っておけばよいのではないかと、という意見もありますが、発火する恐れがあるのでできないとのことで、たくさんのチップの会社がないと地産地消の施設ができないとの話を聞いています。先ほどあったように集中して林道等を作った暁にはバイオマスの発電所も可能かもしれませんが、工場や付随するものも用意していかないと、県産材でも不可能ですし、それが用意できなかったときの次の手段も相当考えていかないとバイオマス発電所は成り立たないと聞きました。また、今後、助成金がなくなったときには、この規模は維持できないと言われていました。

岐阜県で地産地消のバイオマス発電というならば、持続可能な燃料の手配ができる場所を選ばなければならないと思います。

(事務局) ※荻巣県産材流通課長

今、県内で9万立方メートルをバイオマスに使用しており、県内でうまく消費できている状態で、これ以上大きな発電所をつくと難しいので、そういう話になった場合は、きちんと対応していかなければならないと考えていますが、今のところ、そういう話はありません。

県としては、今ある温浴施設の重油ボイラー等を地産地消のバイオマスのボイラーに変えていく方針です。こういうのは、年間500トン、1000トンという量なので、地域で集めながらやっていくという施策を展開しておりますので、そのように進めていきたいと考えております。

(正村委員)

平成23年の森の合板工場の開設以来、県産材で17万立方メートルくらいですね。これを調達するのは並大抵ではない。バイオマスだけでなくA材B材も含めて、木材生

産全体が伸びていない。今回、再造林に対する補助金の嵩上げがあるので皆伐が増えるのではないかと期待はしているのですが、実際に平成27年度が実績で9万立方メートル増やしたので、10万立方メートルというところですね。このままずっと増やしていけば、バイオマスや、A材B材ももっと増えていくはずなんですけど、なかなか増えていない現状に危機感を持っています。高性能林業機械の保有台数もそれほど伸びている訳ではないですよ。ということは、機械も効率よく使っていないということかもしれません。ですので、県は、木材生産の現地に対する指導など、県下の平均的な木材生産量がどれくらいかは分かりませんが、たぶん3.5前後だと思いますが、これではなかなか伸びないと思います。こうした実態に基づいた施策をとっていく必要があるのではないかと。平成29年度から33年度の6万立方メートルの増加は控えめですが、行けるのではないかと、いや、これで行かなければならないのではないかと。今現在でも、もう回っていないので。県外から持ってくると輸送経費が高くなるから、いらぬと言われる。それで、今までA材を挽いていた所がB材を挽けば合板工場が困るという話になって、なかなか供給量がまならないというのが現場の声としてあります。先程、大根が安くなるという話がありましたが、「どんな大根でもいいから持って来い」という声は非常に強いものがありますので、そういったものに対する施策を具体的に伺っていただきたいです。昔、利用間伐を進めるのに現地まで出て行って積極的にやっていただいた結果、利用間伐が伸びたんですが、最近は補助金が伸びず、利用間伐の量は全体に頭打ちになりますので、どうやっていくかということ。あと、作業効率も喫緊の課題だと思います。

(事務局) ※萩巣県産材流通課長

生産効率を上げるよう努力します。

(中原委員)

チップはこれだけのボリュームで、金額ベースで市場価格でこれだけ、木についても、何齢級のスギ・ヒノキでこれだけの材積、金額ベースでこれだけという様に細分化しないと、単純に50立方メートルだと言われても、それがいくらなのか私達は知らないんです。エネルギー資源としてこれだけと言われても、私達にはわからないんです。そういったことをここに盛り込んで明確にしていくべきだと思います。これによって、みんなに周知し業界の人に理解してもらえば、具体的なアクションプランにつながるのだから、ここに記載していただきたい。

(正村委員)

製紙用チップどのくらい出しているか、把握された方がよいと思います。

(事務局) ※萩巣県産材流通課長

しっかり情報収集します。

(藤原会長)

それでは時間も来ましたので、これで本日の審議会を閉じさせていただきたいと思
います。貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。

(事務局) ※久松技術総括監

藤原会長には、長時間にわたる議事進行をお務めいただき、誠にありがとうございます。
また、委員の皆様には、貴重なご意見、ご提言を賜り、ありがとうございます。

本日の議事録は事務局にて作成後、皆様にご確認いただいたうえ、署名をいただき、
確定版を改めて送付させていただきます。

では、これをもちまして、本日の審議会を終了させていただきます。

本日はありがとうございました。

午後3時56分閉会